

学校法人大阪明星学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪明星学園の役員に対して支給する報酬について定める

(役員)

第2条 役員とは理事長・理事・監事をいう

(役員報酬)

第3条 役員報酬とは次の各号に定める

- 1 理事長に対する月例給与ならびに賞与および理事長手当
- 2 理事に対する理事手当
- 3 監事に対する監事手当

(報酬額)

第4条 報酬額は次の各号に定める

- 1 理事長月例給与（次の合計）

| | |
|-------|--|
| 本 俸 | 教育職 3 級俸給表 27 号俸（平成 11 年度俸給表据置） |
| 調整手当 | 本俸の 10% |
| 管理職手当 | 本俸の 18% |
| その他手当 | 住宅手当 10,000 円/月 図書手当 24,000 円/年 教員支給基準に準ずる業務に応じた手当 |
- 2 理事長賞与 教員支給基準に準ずる
- 3 理事長手当 100,000 円/月
- 4 理事手当 50,000 円/月
- 5 監事手当 50,000 円/月

(支給方法)

第5条 役員報酬は毎月 20 日に振込にて支給を行う。なお、支給日が銀行休業日にあたる場合はその前日に支給する

(役員就辞任時の取扱い)

第6条 役員変更により、月の途中で辞任または就任が行われた場合には在職月分の報酬額は全額を支給する

(役員報酬額の変更)

第7条 役員報酬額の変更を行う場合には、理事会における決議を要する

(付 則)

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

平成 9 年 9 月 19 日 改定（監事追加）

平成 26 年 4 月 1 日 改定（理事長給与等詳細追加）